

本訴 平成26年(ワ)第29256号

反訴 平成27年(ワ)第25495号

本訴 原告・反訴被告 阿部 宣男

本訴 被告・反訴原告 松崎 参

準備書面 (13)

— 原告(反訴被告)の準備書面(10)に対する反論 —

2016年9月16日

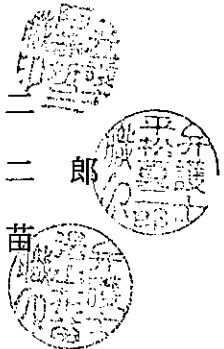
東京地方裁判所民事第37部合係 御中

本訴被告・反訴原告訴訟代理人

弁護士 阿部 哲 二

弁護士 平松 真 二郎

弁護士 湯山 花 苗



1、反訴被告は、マスメディアの記者1人に語る今回の情報提供は、記者会見等と異なり、メディアの編集等を経て記事となることから名誉毀損は成立しないと主張する。

確かに、記者1人に対してだけ噂を知った人が情報提供をただけでは、情報提供者の行為により不特定又は多数の者へさらに情報が提供され当該噂の対象人物の名誉が毀損されることになるかどうかは、情報提供を受けた記者の取材やメディアの編集という過程がその後に介在することになるから、情報提供者の主観的要件の点から、又因果関係の点から、名誉毀損が成立するかは問題となるのは反訴被告の指摘の通りであろう。

2、しかし、反訴原告が主張するのは、本件は、単なる噂の記者一人に対する情報

提供ではなく、記者会見の案件ではないにしても、これに準じた解釈が必要とされる案件ということである。

反訴被告は、2012年8月頃から、その著書「ホテルよ、福島にふたたび」で述べるように、「ホテルも阿部も邪魔だった」ことから、建設会社と癒着した板橋区の課長（ここでは課長がターゲットだが）が、植物園（ここでは、植物園が対象）を閉鎖して、自分を異動させようとしたというストーリーを作り出し、これを出版を通じて不特定多数の第三者に伝えようとした。

さらに、2014年2月13日、板橋区人事課の木曾課長という第三者に対し、「ホテルを潰せと、あそこを潰して介護老人ホームを作ると。普通に潰すとホテルのことだから、また大騒ぎするから阿部を犯罪者にしてしまえば良いんだと」などという話しをするのである。

つまり、2012年に自著に書いた話の構造は、植物園かホテル館かの違いはあれ、施設をつぶして「ホテルと阿部を追い出す」という話として2014年の話しとつながっていくのである。

そして、反訴被告は、2014年12月22日にはインターネットで、ホテル館で介護老人施設を作る計画が出来上がり、これを進めるために阿部を社会的に抹殺しようとしたという話しとして、不特定多数の第三者に発信するのである。

つまり、2012年発行の著書での記載、2014年の聞き取り調査時の発言、2014年12月のインターネットでの情報発信は、建設業者とつながって、植物園あるいはホテル館を廃園とし、これを進める上で、邪魔な阿部を社会的に抹殺する謀略だとする点で、共通のものなのである。

反訴被告が、このように自著あるいはインターネットで謀略だとする情報を流し続け、特に2014年12月22日のインターネットへの発信ではホテル館を廃止して介護老人施設を作る、そこで邪魔な阿部を抹殺すると具体的な事実として述べ、「彼らは高笑いで酒を飲むはずでした」と背後に彼らがいると示したのである。

だからこそ、このような情報を捉えて、日経 BP オンラインの吉野記者は、反訴被告を取材し、反訴被告は、そこで、2014年12月20日のインターネットで発信した情報をより詳細化して反訴原告がホテル館廃園にからむ利権に関与しているとして具体名をあげ、その名誉を著しく毀損する「情報発信行為」を行ったのである。

反訴被告の行為は、単に噂があるという程度の情報提供ではなく、自らが虚偽の謀略利権ばなしという「情報発信行為」を行ったもので、それ自体名誉毀損行為に該当する。

以 上